議会議案第１２号

安中市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

安中市議会傍聴規則を次のように改正する。

令和８年１１月２７日提出

提　出　者　　議会運営委員会

委員長　　小　林　克　行

安中市議会議長　　佐　藤　貴　雄　　様

安中市議会傍聴規則の一部を改正する規則

安中市議会傍聴規則（平成１８年安中市議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第３号中「飲食」の次に「（体調管理のための水分補給を除く。）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

説明資料

安中市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

新旧対照表　　（下線部は改正箇所）

現　　行	改　正　案
（傍聴人の守るべき事項） 第7条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1)及び(2)　（略） (3)　飲食又は喫煙をしないこと。 (4)～(6)　（略）	（傍聴人の守るべき事項） 第7条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 (1)及び(2)　（略） (3)　飲食(体調管理のための水分補給を除く。)又は喫煙をしないこと。 (4)～(6)　（略）